

手続きについて

1 相談・申請

本人又は家族が、市の窓口又は相談支援事業者に相談します。相談の結果、サービスが必要な場合は、福祉課に申請します。

【申請に必要な書類（※）】

- ・ 障害者手帳、自立支援医療（精神通院）受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、または医師の診断書等
- ・ 個人番号（マイナンバー）が確認できるもの
- ・ 印鑑

2 調査

調査員が家庭などを訪問し、生活や障害の状況について調査や利用意向の聞き取りを行います。

【調査項目】心身の状態や日常生活に関する質問に選択式で答えます。介護保険における要介護認定の調査項目に、行動面に関する項目や精神面に関する項目、日常生活面に関する事等80項目あります。

① 介護給付を希望する場合

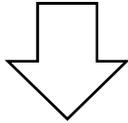
② 訓練等給付を希望する場合など

3 審査 認定

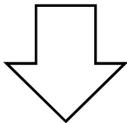
① 審査の結果及び医師の意見書を基に、審査会で障害支援の区分を決定します。

② 訓練等給付の場合は、審査はありません。

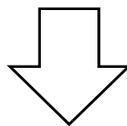
4 利用計画書作成



5 支給決定 受給者証交付



6 事業所との契約



7 サービス 利用開始

市の指定を受けた指定特定相談支援事業者（相談支援専門員）に、総合的な支援方針や解決すべき課題も踏まえ、適切なサービスの組み合わせなどについて検討した計画案を作成してもらい、福祉課へ提出してください。

障害支援区分や介護する方の状況、申請者の利用意向などをもとに、サービスの支給量などを決定し受給者証を交付します。

支給が決定したら、サービスを利用する事業者を選択して、サービス利用に関する契約を結びます。どの事業者がいいのかわからない場合などは、相談支援事業者に相談してください。

受給者証を提示してサービスを利用します。

※申請様式は、申請時に窓口でお渡しいたします。また、申請するサービスによっては、障害年金等の受給を証明するものや保険証の写し等をご用意いただく場合があります。事前に福祉課までお問い合わせください。